

令和2年度 愛媛県障がい者相談支援従事者初任者研修（2日課程） 実施要綱

1 目的

この研修は、「相談支援従事者研修事業の実施について」（平成18年4月21日付け障発第0421001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に則り、地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健・医療・福祉・就労・教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体 一般社団法人 愛媛県社会福祉士会

3 内容及び日程・場所

日 程	場 所
令和2年10月17日（土）・18日（日）	松山市大可賀2丁目1番28号 アイテムえひめ 1階 小展示場A

※2日課程は、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として業務に就かれる方のコースです。
相談支援専門員の業務に就かれる方は別研修（愛媛県障がい者相談支援従事者初任者研修（7日課程））となりますので、お間違いのないようご注意ください。

4 受講対象者

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事しようとする者

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、今年度は愛媛県外からの受講申し込みをお断りしております。

5 受講申込手続

(1) 申込受付期間

令和2年8月17日（月）～9月18日（金）消印有効

(2) 申込方法

申込書（様式第1号）に必要事項をご記入の上、下記9まで郵送してください。

※FAX・持参での申し込みはお受けできません。

※普通郵便でも構いませんが、追跡システムを利用できるレターパックライトでの郵送をお勧めいたします。

(3) 受講者の定員

200名程度

(4) 受講者の決定及び通知

募集期間終了後、令和2年9月25日（金）までに受講の可否を書面で通知します。

万が一、期日を過ぎても通知が届かない場合は、お手数ですが下記9までご照会ください。

6 受講料等

(1) 受講料 10,000円

(2) 納入方法 研修初日（10月17日（土））の受付でお支払いください。
おつりのないようご注意ください。

(3) 受講料の返還

納入された受講料は、原則返還いたしません。また、7(2)により受講証明書を交付しない場合においても返還いたしませんのでご注意ください。

(4) 欠席者の受講料の徴収

愛媛県社会福祉士会が実施する障がい者相談支援従事者初任者研修において、受講料を納入し欠席した者が、次年度に受講する場合に限り、受講料を徴収いたしません。

7 受講証明書の交付

(1) すべてのカリキュラムを受講した受講者には、受講証明書を交付します。

(2) 受講の確認は、2日間とも、所定の受付場所で出席を確認します。

欠席または30分以上の遅刻又は早退等をした場合、その理由の如何にかかわらず受講証明書は交付いたしません。

8 その他

(1) 使用テキストについて

障害者相談支援従事者研修テキスト 初任者研修編(中央法規出版)を使用しますので、各自でご用意ください。なお、受講決定通知に注文書を同封しますので、各自でご購入下さい。

9 お問い合わせ先・お申込み先

申込期間中はお電話が混み合うことが予想されますので、FAXやメールでのお問い合わせにご協力ください。

一般社団法人 愛媛県社会福祉士会 事務局

〒790-0905 松山市樽味2丁目2番3号 ラ・マドレーヌビル2階

TEL (089) 948-8031 / FAX (089) 948-8032

メール eacsw@mbr.nifty.com